

法人の種類 (法人税法第2条による定義)		法人市民税	
		均等割	法人税割
公共法人 法人税法別表第1に 掲げる法人	地方税法第296条第1項第1 号に掲げるもの	非課税	非課税
	上記以外の法人	課税(注1)	非課税
公益法人等 法人税法別表第2に 掲げる法人	地方税法第296条第1項第2 号に掲げるもの	収益事業を行う場合のみ 課税	収益事業を行う場合のみ 課税(注2)
	上記以外の法人	課税(注1)	収益事業を行う場合のみ 課税(注2)
協同組合等 法人税法別表第3に掲げる法人		課税	課税
人格のない社団等 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定 めがあるもの		収益事業を行う場合のみ 課税(注1)	収益事業を行う場合のみ 課税(注2)
普通法人 上記以外のもの		課税	課税

(注1) 均等割の適用税率は最低税率

(注2) 収益事業を行う地方団体においてのみ課税される(ただし、本店所在地の地方公共団体を除く)